

ファミサポ・ガイドブック



上田市ファミリー・サポート・センター

(R6. 4 . 1 改訂)

相互援助活動について

上田市ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が、会員として登録し子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

会員の条件

依頼会員 上田市在住又は上田市内に勤務している人で、おおむね生後3ヶ月から小学校卒業までのお子さんがいる人

提供会員 上田市在住で心身ともに健康で子育て支援に理解があり子どもを預かることや保育園、放課後児童施設などへ送迎ができる人

両方会員 依頼・提供会員の両方を兼ねる人

入会の手続き

- 1 センター事務局又は各支部で、所定の申込み用紙に記入をし、相互援助活動に関する説明を受けていただきます。その後、会員証を交付いたします。
- 2 会員証の有効期限は、退会時までです。

退会の手続き

センターを退会する際には、センター事務局に申し出るとともに、会員証を破棄してください。登録している子どもが小学校を卒業した依頼会員は自動的に退会となり、両方会員は提供会員となります。

具体的な援助の例

- ① 保育園・幼稚園の送迎や前後の預かり
- ② 放課後児童施設への送迎や前後の預かり
- ③ 保育園・幼稚園・学校帰宅後の預かり
- ④ 保育所・学校等休み時の預かり
- ⑤ 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の預かり
- ⑥ 保護者等の求職活動中の預かり
- ⑦ 保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の預かり
- ⑧ 保護者等の外出の場合の預かり
- ⑨ 保護者等の病気、その他急用の場合の預かり
- ⑩ 保護者のリフレッシュ時の預かり(2～3時間程度)
- ⑪ その他

※お子さんは原則として提供会員の自宅でお預かりします。このほかにも、依頼会員宅や公共施設等センターで認める範囲内で援助を行います。

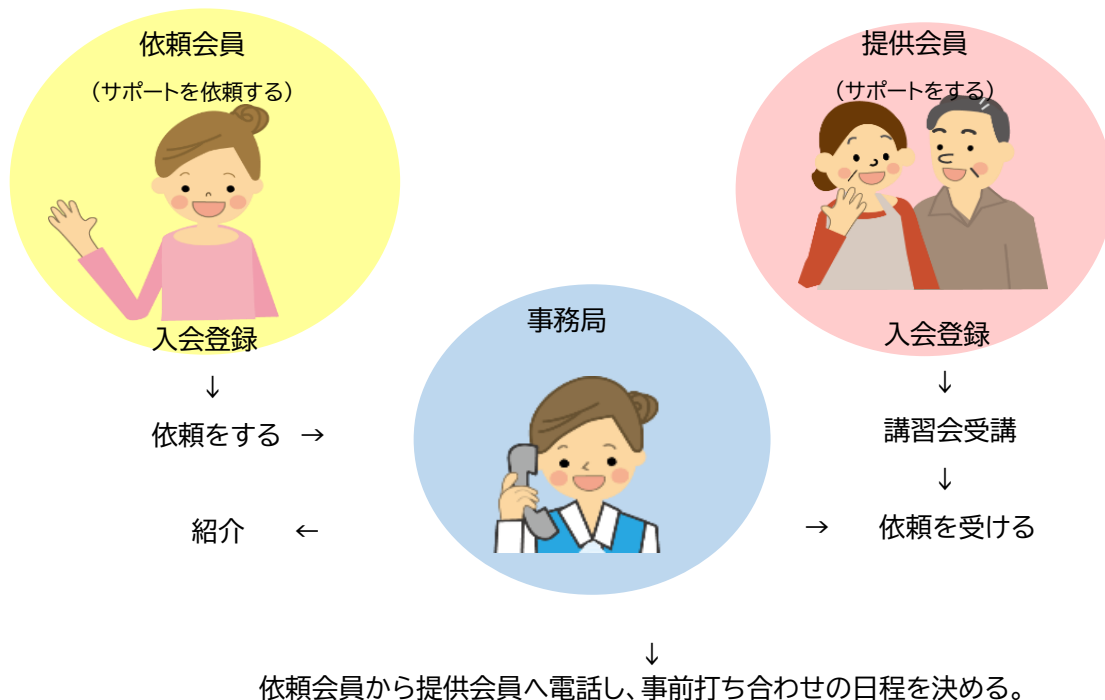
※病気のお子さんのサポートや、宿泊を伴う活動はできません。

※お子さんへのサポートは軽易でかつ短期的・補助的なものに限ります。



援助が必要になったら

- ① 依頼会員は、センター事務局（各支部）に連絡します。
- ② センター事務局（各支部）は、提供会員に活動を依頼し、活動が成立したら依頼会員に紹介します。
- ③ 依頼会員は提供会員に連絡し、事前打ち合わせの日を決め、それをセンター事務局（各支部）に知らせます。
- ④ 事前打ち合わせは子どもと一緒にいきます。提供会員とお子さんが慣れておくとその後の活動がスムーズに行えます。
- ⑤ 「事前打ち合わせ用紙」を持参し、提供会員に渡します。安心安全な活動が行われるよう充分話し合ってください。
- ⑥ 援助活動を行います。
- ⑦ 援助活動が終わったら、提供会員は「援助活動の報告」（3枚複写）に記入し、依頼会員が確認のサインをします。依頼会員は直接提供会員に利用料金を支払います。
- ⑧ 提供会員は、1ヵ月分の「援助活動の報告」をまとめ、翌月5日までにセンター事務局へ提出します。



会員同士 事前打ち合わせ → サポート → 料金の支払い(直接)

利用料金の基準

- 1 援助活動の利用料金の基準は次のとおりです。

月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	1時間当たり 600円
土曜日、日曜日、祝日 年末年始(12/29～1/3) 及び上段時間外	1時間当たり 700円

- 2 1回の援助活動時間が30分以内の場合は、1時間の利用料金の半額になります。
- 3 30分ごとに利用料金が変わります。
- 4 送迎を伴う活動の場合は、提供会員が自宅を出てから自宅へ帰るまでが活動時間となります。
- 5 兄弟姉妹と一緒に預ける場合は、2人目から利用料金が半額となります。
- 6 取り消し料については、次のとおり依頼会員が提供会員に支払ってください。
- ★ 前日までの取り消し・・・無料（事務局終了後は直接提供会員に連絡してください）
 - ★ 当日取り消し・・・上記基準により算定された利用料の半額
2時間以上の活動の場合は1時間分の料金
 - ★ 無断取り消し・・・全額
- 7 原則として、食事（ミルク）・おやつ・おむつ等は依頼会員が用意をしてください。なお、これらについて提供会員に費用の負担をかけた場合は、その費用を提供会員に支払ってください。
- 8 車での送迎を伴う活動には、別途ガソリン代がかかります。
(1kmあたり20円)

補償保険制度

会員になると自動的に「提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することになります。保険料は市が負担しています。

提供会員傷害保険

保育サービスを提供する会員が、センターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育をうける子ども宅や保育所等の往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	350万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 14万円～350万円	事故日から180日以内に生じた 後遺障害
入院(1 日)	2,000円	事故日から180日以内の入院で かつ180日が限度
手 術	2,000円× 所定倍率(5 倍、10 倍)	事故日から180日以内に受けた 手術で1 回の手術に限る
通院(1 日)	2,000円	事故日から180日以内の通院で かつ90 日が限度

(R5.5.1 現在)

賠償責任保険

保育サービスを提供する会員が、保育サービス提供中、他人(依頼子ども含む。提供会員と同居の親族除く。)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事 由	てんぽ限度額（補償額）
対人・対物補償 (1 事故につき)	2 億円
初期対応費用	1,000 万円
訴訟対応費用	1,000 万円
受託者賠償責任保険	事故 10 万円（保険期間中50万円まで）
サイバーリスク保険 (情報漏えい限定保障プラン)	賠償責任 500 万円・対応費用 50 万円

会員の子どもが、保育サービスを受けている間に事故によって傷害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず、補償するものです。

（補償例）

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。
- ・子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。

(対象とならない主な傷害)

- 急激かつ偶然な外来の事故ではないもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病等）
- 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの
- 地震、噴火などによるもの



事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円~300万円	事故日から180日以内に生じた後遺障害
入院(1 日)	1,000円	事故日から180日以内の入院でかつ30日が限度
手 術	1,000 円×所定 倍 率（5 倍、10 倍）	事故日から180日以内に受けた手術で1 回の手術に限る
通院(1 日)	1,000円	事故日から180日以内の通院でかつ90日が限度

(R5.5.1 現在)



研修・会合傷害保険

ファミリー・サポート・センターが主催する研修・会合の開会中あるいは会場との往復途上（自宅との通常の経路）で傷害を被ったときに補償するものです。

※保険の対象となる研修・会合

- ・講習会（年2回）、フォローアップ研修会（年1回）、会員交流会（年数

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12万円～300万円	事故日から180日以内に生じた後遺障害
入院(1日)	3,000円	事故日から180日以内の入院でかつ180日が限度
手 術	3,000円×所定倍率 (5倍、10倍)	入院保険金が支払われる場合に事故日から180日以内に手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	事故日から180日以内の通院でかつ90日が限度

(R5.5.1 現在)

※補償の内容については変更になる場合があります。

※活動や研修・会合の出席に伴う補償保険はそれぞれ適用になる場合とされない場合があります。

※事故が発生した場合は速やかにセンターにご報告ください。



緊急時の活動中止について

インフルエンザ・感染性胃腸炎等の場合

集団感染や感染拡大を引き起こすことのないよう、下記のいずれかに該当する場合、医師により伝染の恐れがないと認められるまでは、援助活動や利用ができません。

- 1 依頼会員のお子さんか同居者、または提供会員本人か同居者が、インフルエンザや感染性胃腸炎等の診断をされているか、その症状（発熱・鼻水・鼻づまり・のどの痛み・咳などの症状や嘔吐・下痢）がある場合
- 2 会員と同居のお子さんの在籍する学校・幼稚園等が休校あるいは学級閉鎖の場合（お子さん自身に症状がなくても援助活動や利用ができません。）

悪天候や災害等の場合

台風や大雪、災害など危険が予想されるときは活動は、提供会員の負担が大きくなることや子どもの安全第一を考え、依頼会員と提供会員の話し合いのもとで、活動を行うかどうか判断してください。（警報が出た場合は原則中止）その際、当日キャンセル料は発生しないこととします。

会員同士で連絡がつかない場合、センター事務局が判断し活動を中止することもありますのでご了承ください。（その際は緊急連絡先または、職場へ連絡させていただくかもしれません。）

会員の心得

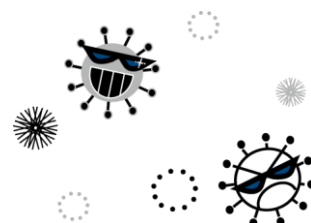
ファミリー・サポート・センターの活動は、雇用関係ではなく会員同士の助け合いの場です。お互い気持ちよくサポートし合えるよう、次のことを守りながら利用しましょう。

- 1 活動中に知り得た個人情報是他に漏らさないようにしましょう。
- 2 約束した時間は必ず守りましょう。（開始・終了時間）
- 3 依頼やキャンセルはセンター事務局を通してください。センター事務局への活動依頼及び援助活動の報告書の提出のない援助活動については、補償保険は適用されません。
- 4 急な依頼やキャンセルについてやむを得ず会員同士で連絡を取り合った場合は、依頼会員が事務局に必ず連絡を入れてください。
（受付時間外は留守番電話での対応となります。）



依頼会員へ

- *依頼については、分かった時点で早めに連絡してください。依頼を受けてくれる提供会員が見つければ活動が成立します。
- *定期的な依頼であっても、月毎の受付が必要です。前の月の20日頃までに連絡をお願いします。



＊お子さんの受け渡しは、必ず大人から大人へお願いします。お子さんが留守番している自宅へお迎えに行ったり保護者不在の留守宅へ送り届けることはできません。

＊安全上、車に乗る際は、シートベルトの着用が義務付けられています。送迎の際には必ず着用できるよう、対応をお願いいたします。

＊園や放課後児童施設等への送迎を依頼する場合は、送迎先にファミリー・サポートの提供会員が送迎する旨連絡してください。

＊利用料金の支払いは直接提供会員に手渡しで渡してください。



提供会員へ

＊1対1の活動なので、子どもから常に目を離さないようにしてください。

＊安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。

＊保育のための特別な部屋を用意する必要はありませんが、子どもが手に触れたり、口に入れたら危ないと思われる物、貴重品等は手の届かない所に置き換えるよう事前に点検してください。

＊相互援助活動中は、会員証を携帯してください。

＊事前打ち合わせの際に確認した内容以外の活動をする場合(例：公園への外出など)は、必ず依頼会員の承諾を得てください。

＊おやつ等食べ物は、原則としてあげないようにしてください。食物アレルギーがある場合もありますので、あげる場合は依頼会員に必ず確認してください。

＊6歳未満のお子さんを送迎する際は、必ずチャイルドシートを使用してください。（後部座席に設置してください。チャイルドシートはセンターで貸出しています。）

＊活動中に事故が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に従って、冷静な対応をお願いします。

ファミサポは地域の助け合いの循環

＊ファミリー・サポート・センター事業は、地域の住民同士の助け合いであり、この活動が根付いていくためには、依頼会員として受けた善意を新たな依頼会員につなぐ『助け合いの循環』が必要です。依頼会員として入会した方も、いずれは、両方会員・提供会員となりサポートする側にまわっていただければと思います。





本 部

上田市社会福祉協議会

〒386-0012 上田市中心三丁目5番1号 TEL (0268) 21-3016
(上田市ふれあい福祉センター内) FAX (0268) 21-3016

丸子支部

丸子ボランティア地域活動センター

〒386-0404 上田市上丸子1600-1 TEL (0268) 43-2566
(丸子ふれあいステーション内) FAX (0268) 43-2566

真田支部

真田地区センター

〒386-2201 上田市真田町長7190 TEL (0268) 72-2998
(真田総合福祉センター内) FAX (0268) 71-5740

武石支部

武石地区センター

〒386-0503 上田市下武石742 TEL (0268) 85-2466
(武石地域総合センター内) FAX (0268) 85-2471

開所時間：月曜日～金曜日
午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

*ファミサポの電話番号を携帯電話等へ登録してください。

緊急連絡先(事務局開所時間外)

TEL 090-4913-4792

*援助活動中の事故等、子どもの安全に関わる緊急時のみ